

# 明治大学知的財産ポリシー

2004年10月26日制定

## I. 社会連携活動の推進

### 1. 明治大学知的財産ポリシー制定の意義

本学は、明治大学社会連携ポリシーにも掲げられているとおり「社会連携」を「学術研究」「教育」に加えて、大学の使命として位置づけている。

これまでも学術研究の成果は、個々の教職員の弛まぬ努力により、主に学会発表、学術論文、著作、企業などとの共同研究等を通じて社会に還元されてきた。このような社会連携を一層促進し、現在までに培われた本学の社会からの信頼や評判をより確固たるものにするために、明治大学知的財産ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を制定する。

### 2. 社会連携活動の種類

#### (1) 社会連携活動の定義

社会連携活動とは、教職員等の自由な発想に基づいて行なわれた学術研究や蓄積された教育の成果を活用し、社会に直接貢献する活動全般のことを指す。

社会連携活動は、次の活動に分類できる。

**産業利用目的の技術移転活動**

**学術交流活動**

**その他の社会連携活動**

社会連携活動の分野は、社会科学、人文科学、自然科学の領域を問わない。また、連携すべき社会とは企業その他、地元地域、地方行政、国家等、非常に広範囲に及ぶ。

#### (2) 社会連携活動の種類

**産業利用目的の技術移転活動**

産業利用目的の技術移転活動とは、教職員の学術研究の成果である技術を、営利団体である企業等へ移転するために行なわれる活動全般を指す。産業利用目的の技術移転活動には、以下の項目が含まれる。

- 企業等との共同研究、企業等からの委託研究
- 企業等からの奨学寄付金を基礎にした研究
- 企業等への特許等の実施許諾や譲渡
- 企業等との有体物の提供や受入れ
- 企業等への技術指導・経営指導（コンサルティング）

- 企業等からの研究員等の受入れ
- 企業等への研究員等の派遣
- 大学発ベンチャーの起業，支援（インキュベーション施設の運営を含む）
- 産学連携型の研究開発公募事業
- 上記の活動を促進・支援するために行なわれる教職員による活動全般

## 学术交流活動

学术交流活動とは、より高度な学術研究のため、本学で創出された研究成果を、本学外の他の研究機関等に直接提供する活動全般を指す。学术交流活動には、以下の項目が含まれる。

- 他の研究機関等との共同研究，他の研究機関等からの受託研究
- 他の研究機関等との有体物の提供や受入れ
- 他の研究機関等からの研究員等の受入れ
- 他の研究機関への研究員等の派遣
- 上記の活動を促進・支援するために行なわれる教職員による活動全般

なお、他の研究機関等との研究であっても、製品化のための応用開発研究に伴う移転活動は「産業利用目的の技術移転活動」に含まれるものとする。

## その他の社会連携活動

その他の社会連携活動には、上記、に該当しない社会連携活動の全てが含まれる。例えば、研究成果の論文・学会での発表，教育・研究成果に関する出版，社会人学生・聴講生の受入れ，寄付講座の開設，各種委員会活動や各種シンポジウム等での講演・啓発活動，あるいは各種展示会等への参加等が含まれる。

## 3. 本ポリシーの適用対象者

本ポリシーの対象者は、次のとおりとする。（以下、本ポリシーの対象者を「教職員等」という。）

- 本学の専任教職員
- 本学の客員研究員，本学研究支援者制度による研究員，非常勤教職員及び学生のうち、本ポリシーの適用を受けることについて同意をした者

なお、本学と契約関係を有しない学生等に対しても、本ポリシーの社会連携の理念について十分啓発を行なうものとする。

## 4. 社会連携活動の推進体制

### (1) 社会連携促進知財本部運営委員会

社会連携促進知財本部の管理運営に関する必要事項を審議する全学的な機関として、社会連携促進知財本部運営委員会を設置する。

運営委員会の委員は、総長，学長，財務担当常勤理事，教務担当常勤理事，社会連

携促進知財本部長（以下「本部長」という。）大学院長，研究所長，知的資産センター長等より構成される。

## （２） 社会連携促進知財本部

本学の知的財産の創出，取得，評価，管理，保護及び活動に係る戦略策定，および日常活動に関する意思決定機関として社会連携促進知財本部（以下「知財本部」という。）を設置する。

知財本部は，主に以下の業務を行なう。

- 知的財産に関する戦略の策定及び研究支援の企画
- 知的財産の創出，評価及び活用の方針策定
- 知的財産権の管理及び保護
- 知的財産に関する情報の収集及び教職員等への情報の提供
- 本学に係るベンチャー創出の支援
- 知的財産にかかわるリスク管理
- 学内の教職員等の相談窓口，および教職員等に対する啓発活動

また，知財本部の内部に，以下の２つのセンターを設置する。

### 知的資産センター

本学における研究成果等の知的資産の創出を支援するとともに，民間事業者へ知的資産を移転する事業および学外諸機関と連携した研究事業を実務的に推進する実行機関として知的資産センターを設置する。知的資産センターは，知財本部が定めた方針に基づき，知的財産の創出・取得・管理・活用および産学連携型実用化研究開発事業などの公的助成金に係る事務手続の実行機関としての役割を担う。

### インキュベーションセンター

本学の教職員等による研究成果等の知的財産を活用して，起業化を志望する本学の教職員，院生，学生あるいは本学の教員等と共同で製品化を目指す民間企業に施設を提供し，新たな産業の創出や雇用の拡大に貢献することを目的として，インキュベーションセンターを設置する。知財本部は，インキュベーション施設の利用選定を行なうほか，本学の教職員や外部の人材を活用し，ベンチャー企業設立までの支援体制の充実に努める。

## II. 知的財産権の帰属方針

### 1. 使用する用語の定義

#### (1) 「発明等」の定義

本ポリシーの「発明等」とは、以下の研究・教育の成果として定義する。

- 特許権の対象となる発明
- 実用新案権の対象となる考案
- 意匠権、回路設置利用権および著作権の対象となる創作
- 品種登録に係る権利の対象となる育成
- ノウハウ等の案出
- 研究・教育の成果である有体物の創作・取得

#### (2) 「職務関連発明」の定義

本ポリシーの「職務関連発明」とは、以下のいずれかに該当する発明等として定義する。

- 本学の研究費を用いて実施された研究、本学の施設、設備若しくは装置を利用した研究、又は本学の業務として認定された活動に基づき教職員等が行なった発明等（ただしデータベース、コンピュータ・プログラム以外の著作物を除く。以下「研究関連発明」という。）
- 本学の発意に基づき実施された教育成果で、本学の名義で公表、あるいは本学外への移転が予定される発明等（以下「教育関連発明」という。）

なお、教育関連発明には次のものを含むものとする。

- 本学の名義により公表、あるいは本学外への移転が予め計画されて創作された教育教材（ビデオテープや電子著作物を含む）
- 本学の組織名称を用いて公表される出版物、あるいは本学が出版費用を負担した出版物
- 効果的な教育のため本学の命を受けて開発された IT システム
- その他、特に本学が必要と認めた教育に関連する成果物

#### (3) 知的財産と知的財産権

知的財産とは、教職員等が行なう知的活動（研究および教育）の成果として、財産的価値を有し、必要であれば対外的に移転できる財産全般を指すものとする。

知的財産から生じる権利（以下「知的財産権」という。）には、出願、登録等により法律で保護される権利のほか、特許を受ける権利に代表される発明等により生じる権利の全般を含むものとする。

## 2. 知的財産権の大学帰属

職務関連発明（ .1.(2)「職務関連発明の定義」参照）に係る知的財産権は、本学に帰属する。

本学に権利を帰属させるメリットは次のとおりである。

- 大学として知的財産を管理し、一元化された社会連携の窓口を有することは、企業のニーズと大学のシーズをマッチングさせる機会を増やす。
- 企業が技術優位性を得るために真に欲する技術は特許等の権利で保護された技術である。知的財産権を大学が承継し権利化を行なうことにより、技術移転が加速される。
- 企業等が外部契約を締結する際には、契約相手の信用力が重要である。契約の履行責任を教職員等と大学が共同して負うことにより信用力を高めることができる。
- 研究を行なう教員は、出願事務や契約事務が研究の大きな負担となる。また、技術移転活動には、専門知識が必要である。大学に権利を帰属させることによって、教員は出願事務や契約事務の煩雑さから解放される。

## 3. 大学帰属とされた知的財産権の維持・管理

大学帰属とされた知的財産権の出願、登録、保管、譲渡、廃棄等に伴う一切の維持・管理は、本学がこれを行なうものとし、その費用は原則大学負担とする。

## 4. 教職員等が異動した場合の取扱い

教職員等が異動（退職、あるいは契約満了等を含む）した場合においても、異動前の発明等が職務関連発明に該当するのであれば、本学にその権利が帰属する。

## 5. 不服申し立て

本部長による職務関連発明に該当の当否の決定等に不服のある教職員等は、その決定等の通知を受けた日から2週間以内に、別に定めるところにより、不服を申し立てることができるものとする。

# III. 発明等の届出と権利の承継等の判断方針

## 1. 特許権等の発明等の届出

下記に記載する職務関連発明については、権利の承継判断の対象とする。該当する職務関連発明を行なった教職員等（以下「発明者等」という。）は、遅滞なく発明等届出書にその内容を記載し、知財本部へ提出しなければならない。

- 特許権の対象となる発明
- 実用新案権の対象となる考案

- 意匠権，回路設置利用権の対象となる創作
- 品種登録に係る権利の対象となる育成

## 2. 著作権の創作についての届出

下記に記載する著作権の創作については，権利の承継判断の対象とする。該当する発明者等は，遅滞なく発明等届出書にその内容を記載し，知財本部へ提出しなければならない。

- データベース及びプログラムであって，第三者に対し譲渡又は利用許諾する予定があるもの又は財産的価値が顕在化し技術移転のために本部長が特に必要と認めるもの
- 教育教材に関する著作物であって，第三者に対し利用許諾する予定があるもの又は財産的価値が顕在化し技術移転のために本部長が特に必要と認めるもの

## 3. ノウハウ等の案出に関する届出

下記に記載するノウハウ等の案出については，権利の承継判断の対象とする。該当する発明者等は，遅滞なく発明等届出書にその内容を記載し，知財本部へ提出しなければならない。

- 本学が承継した職務関連発明と密接な関係を有し，一体として技術移転される可能性があるもの
- 共同研究の成果であって，当事者間で一定期間秘密管理するとの合意がなされたもの
- 財産的価値が顕在化し，技術移転のために本部長が特に必要と認めるもの

## 4. 有体物の創作・取得に関する届出

職務関連発明に該当する有体物については，創作・取得した時点で大学帰属として取り扱うため，原則的に発明等届出書による届出は不要とする。ただし，本学が承継する他の職務関連発明と密接な関係を有し，一体として技術移転される可能性があるものについては，発明等届出書に有体物の創作・取得に関する情報を記載し，知財本部へ提出するものとする。

## 5. 承継等の判断

### 承継等の決定と通知

権利の承継・出願・審査請求・放棄・返還等の判断は本部長が行なう。本部長は，判断に際し，諮問機関として知的財産評価委員会を設置し，意見を聴取することができる。承継等の判断結果は，速やかに発明者等へ通知される。

発明者等は，本学が権利を承継すると決定したときは，その権利を本学に譲渡するものとする。本学が権利の承継を不要と決定したものについては，教職員等は本通知を受領した後でなければ，個人による特許の出願，第三者への権利の移転および実施許諾，あるいは発明等の内容の発表を行ってはならない。

## 承継の判断基準

権利の承継の判断に際しては、技術移転の可能性を基準にする。原則として、技術移転の可能性がない発明等については、本学は権利を承継しない。

なお、権利の承継の判断にあたっては、以下の要素を考慮するものとする。

- 職務関連発明に該当するか
- 法律で定められた登録の要件（特許要件等）を満たすか
- 移転先（実施許諾先，譲渡先，貸与先等）候補があるか
- 移転流通性（権利行使性を含む）は確保されているか
- 事業性（市場性）はあるか
- 代替技術に対する優位性が確保されているか
- 技術の完成度は高いか
- 研究契約上の制約等がないか

## 6. 出願後の補正手続き，継承判断等の大学への一任

発明者等は，出願後の補正手続き・継承判断等を本学へ一任することに同意するものとする。

## IV. 大学外部との契約締結方針

### 1. 産業利用目的の技術移転活動に係る契約締結方針

産業利用目的の技術移転活動の場合には，秘密保持，権利の帰属，不実施補償，そこから派生して生まれる知的財産権の取扱い等，将来発生する可能性のあるトラブルや紛争等を未然に回避することが必要になる。また，契約の不履行や特許侵害による損害賠償も多額になることも想定される。

産業利用目的の技術移転活動に係る契約（P 4 .2.(2)。「産業利用目的の技術移転活動」参照）については，契約リスクを考慮し，契約時にあらゆる措置を講ずる必要があるため，知財本部の承認と適切な関与のもとで行なわれなければならない。

### 2. 学術交流活動に係る契約締結方針

学術交流活動については，更なる研究水準の高度化に向けて，教職員等の自発性を尊重しながら積極的に推進しなければならない。

それに係る契約については，教職員等，あるいは部局の適切な判断に基づいて，柔軟で簡素化された契約手続きに沿って進められるように配慮するものとする。

ただし学術交流活動においても，本学に帰属した職務関連発明であって，公開されていない事項が含まれる契約については，知財本部の適切な関与のもとに行われるものとする。

### 3. その他の社会連携活動に係る契約締結方針

その他の社会連携活動の実施可否の決定は、本ポリシー、利益相反ポリシー、あるいは本学で定める他の関連する規程に沿って行なわれる限り、直接実施する教職員等、あるいは部局の判断に基づき行なわれるものとする。

ただし、本学は先に記述したとおり、社会連携活動の説明責任を負っている。本学の信頼や評判に重要な影響を及ぼす活動を行なう場合については、知財本部をできるだけ関与させるものとする。

## V. 報償金等の支払方針

### 1. 発明等のインセンティブの確保

本学は、学術研究の更なる向上と社会連携活動を推進するために、発明等を積極的に奨励するものとする。本学は、産業利用目的による技術移転活動として、本学が承継した知的財産権を企業等へ譲渡、又は実施許諾等することにより収入を得た場合には、別に定める方針に従い、その収入額の一定割合を発明者等に対して配分するものとする。また、本学が承継した知的財産権について特許を出願したとき及び特許権が付与されたときには、発明者等に対し、別に定める基準に基づき、一定額を支払うものとする。

### 2. 発明者等の転退職・死亡に伴う報償金の取扱い

報償金を受ける権利は、その権利を有する発明者等が転籍し、又は退職した後も存続する。発明者等が死亡による相続などの一般承継がなされたときは承継人がその権利を承継するものとする。

発明者等および承継人は連絡先、振込口座及び承継の事実等を本学に届け出なければならない。

## VI. 研究に携わる学生等の取扱い方針

### 1. 学生の社会連携活動への関与の留意事項

教職員等は、学生等（学生・大学院生等を含む）を産業利用目的の技術移転活動に関与させる場合、研究室に配属し、本学の設備や研究費を用いて研究を行なわせる場合においては、学生等に、秘密保持や発明成果についての帰属（大学への譲渡）等について、よく説明した上で、当該学生等から本学に対し、当該条項を含む誓約書を提出させるか、または当該学生等と本学間で当該条項を含む契約の締結に努めるものとする。



## 2. 学生が関与した発明等の知的財産権の帰属方針

大学と契約関係にない学生等が、大学の設備や研究費を用いて、指導教員の指導のもとで、指導教員の発想を超えた発明等を行なった場合、または指導教員の発明等に自らの発想を付加して、共同発明に該当するに至った場合には、本学の教職員等は、当該学生を発明者等、あるいは共同発明者等として発明の届出手続を行なわなければならない。

学生等が行なった発明等について、本学が出願経費を負担する場合、あるいは知財本部（知的資産センターを含む）が技術移転活動を行なう場合には、学生等はその権利を本学に譲渡する契約を締結しなければならない。なお、報償金については、学生等の発明等に対する寄与分を考慮してうえで支払う。

なお、報償金を受けるために、発明者あるいは共同発明者となる学生等は、卒業後の連絡先や所在地等を知財本部に正確に伝えなければならない。

## VII. 大学発ベンチャーの優遇措置方針

本学は、本学の学生および教職員等が本学の所有する知的財産権の実施により、大学発ベンチャーを起業する際に、その申し出により知的財産権の「譲渡」や優先的な実施権の付与、あるいはインキュベーション施設や本学内の研究施設の利用などの特別な優遇措置を講じることができるものとする。

なお、これらの優遇措置を付与する場合は、別に定める「利益相反ポリシー」に則り、決定するものとする。

## VIII. 知的財産権の種類とその取扱い方針

### 1. 特許権等の取扱い

#### 発表と特許出願の両立の責務

全ての教職員等にとって、論文や学会の発表は、学術研究をする上で必要不可欠な行為である。学術論文と学会発表は、大学や教員の研究者としての地位を向上させるだけでなく、他の研究者の批判に自らの研究成果を晒すことにより、さらに高度な研究を可能にさせる役割を担う。

しかし、特許法は、新規性を権利成立の要件としており、出願前に既に公知である発明については、如何に優れた発明であっても権利化されない。本学の教職員は、発明等届出を自らの研究成果の公知よりも優先させ、特許の出願と発表を両立させなければならない。

上記を勘案し、教職員等は、研究成果として学術論文や学会等での発表で公知にす

る際には、出願までに要する余裕期間（通常は3ヶ月程度）を確保した上で、発明等届出書を知財本部に提出することを原則とする。

なお、論文や学会での発表後、その内容に届出を要する発明が含まれていることを知った場合、あるいは発表に緊急性を要した場合等についても、知財本部に速やかに連絡を要する。これらの場合であっても、特許法第30条の新規性喪失の例外の適用を受けられる可能性があることに留意する。

### **承継，出願，技術移転活動に際しての発明者等の協力義務**

発明等の承継，出願，技術移転活動に際し、発明者は知財本部および知的資産センターの職員等に対し、特許法で定められる発明者全員の申告、および発明の詳細な内容、知りうる限りの先行技術文献、考えられる事業用途、ライセンス候補先等の情報を積極的に提供しなければならない。また、知財本部および知的資産センターの職員は、発明者の研究の妨げにならないように、可能な限り配慮しなければならない。

特許の価値は、特許出願書類における記載方法やテクニックによって大きく左右される。技術移転の対象となる良好な特許を取得するためには、専門的な知識を備えた職員と発明者は密接なコミュニケーションを要する。

### **発明者等への権利の返還**

本学は、特許法に定める特許出願の審査請求までの期間（現行では3年間）を目安に、技術移転活動を行なうものとする。当該期間満了に近づいても技術移転先が定まらない発明案件について、本部長が権利を維持すべきでない判断したものについては、発明者が希望すれば出願特許の権利化を自費で行なうことができるよう考慮しなければならない。

なお、本部長は、出願特許の権利範囲が広いか、あるいは高い移転流通性と事業性を有する発明については、技術移転先が定まっていなくても、大学が費用を負担して審査請求を行なうものとする。

### **実用新案権，意匠権，育成者権の取扱い**

実用新案権，意匠権及び育成者権（種苗法）については、特許権の対象となる発明の取扱いに準じるものとする。

## **2. 著作権等の取扱い**

### **著作権の原則的な帰属の方針**

大学においては様々な著作物が教職員等により創作されている。大学は、自由な発想を基礎として教職員等により、高度な教育と研究を行なう機関であり、著作権についてむやみに制限を設けることは、教育・研究の更なる高度化を阻害する。

よって、教育・研究等を基礎にして作成される論文や教職員等が創作した教材等（テキスト、参考書等）、学内・学外の講演等のために創作された原稿等に関する著作権は、他の技術移転の妨げとならない限り、創作者本人に帰属させることを原則とする（た

だし、教育関連発明の定義に該当する著作権およびデータベース及びプログラムに該当する著作権を除く。

なお、全ての教職員等は、他の著作物を引用する際には、その著作物の出所を合理的と思われる方法・程度により明示する等、著作権の侵害に十分に留意しなければならない。

## **職務関連発明に係るデータベース及びプログラムの取扱い**

### **1. データベース及びプログラムの定義**

本ポリシーで用いるデータベース及びプログラム（両者を合わせて「データベース等」と記載する）とは、著作権法の定義と同一とする。

- データベース著作権とは、「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機等を用いて検索・利用することができるように体系的に構成したもの」である。
- プログラムとは「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」である。

データベースは情報の選択や体系的な構成に創作性が認められるものを指す。電子的に記録されていても、単なる実験データは創作性を有しないためデータベース著作権に該当しないので留意が必要である。また、プログラムには全て創作性があることが前提となる。

### **2. データベース等の著作権の大学帰属**

著作権の原則的な取扱いに係わらず、職務関連発明に係るデータベース等の著作権については、原則として、本学がその権利を承継するものとする。承継手続は、特許権の対象となる発明に準じて取り扱うものとする。

本学が権利を承継する理由は以下のとおりである。

- 他の著作物と異なり、データベースやプログラムを著作権で保護する理由は、文化の発展というよりは、産業的な発展を促進する意図がもともと強い。
- データベースやプログラムは、他の発明等と密接不可分な関係を有し、一体として技術移転されるケースが多い。
- ビジネスモデル特許のように、文系の教員がデータベースやプログラムを基礎として特許権を取得できるケースが存在する。

なお、本学が権利を承継したデータベース等を、有償・無償でパブリック・ドメインに提供する場合（例えば、プログラムのオープン・ソース等）には、創作者の作成意図等を十分反映した上で、本部長がその可否を判断するものとする。

### **回路配置利用権の取扱い**

データベース等の著作権等の取扱いを準用するものとする。

### 3. 有体物等の取扱い

#### 有体物の定義

有体物とは、研究・教育の過程および成果として、創作・取得されたものの総称である。有体物には、以下のものが含まれる。

研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの

研究開発の際に創作又は取得されたものであって、 を得るのに利用されるもの

又は を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

～ の対象について記録・記載した電子記録媒体、紙記録媒体等

有体物の例示を以下に示す。

- 研究材料，試薬，生物試料（微生物，植物新品種，動植物およびそれらの細胞等を含む）
- 試作品，モデル品，サンプル品
- 各種研究成果情報を記録した光・磁気・電子記録媒体や記録紙を含む紙等

#### 有体物の権利の大学帰属

職務関連発明に係る有体物の権利は、創作・取得の時点で本学に帰属する。

なお、企業等から、無償にて既に販売されている商品等をサンプルとして提供を受ける等、取得にあたって大学の経費等を一切使用せず、かつ、知的財産権、あるいは秘密情報としての管理が不要と考えられるものについては、本学帰属の有体物に該当しないものとする。

また、職務関連発明に該当する有体物については創作・取得した時点で本学帰属として取り扱うため、原則的に発明等届出書による届出は不要とする。ただし、他の発明等と密接な関係を有し、一体として技術移転される可能性があるものについては、発明等届出書に有体物の創作・取得に関する情報の記載をするものとする（P 9 4「有体物の創出・取得に関する届出」参照）。

#### 有体物の管理の原則

##### 3. 有体物の維持管理

有体物の維持管理は、有体物を創作・取得した教職員等が行なうことを原則とする。有体物を創作・取得した教職員等は、不必要な物理的劣化、あるいは記録媒体等の紛失や消滅等を生じないように、保管に際して十分に注意するものとする。

##### 4. 産業利用目的の有体物の提供

有体物は、研究開発の場および産業利用へ積極的に活用が図らなければならない。しかし、本学外へ無制限に有体物が提供されると、派生的に取得しうる周辺特許等を

企業や他の研究機関に取得され、当該発明等の技術移転に支障をきたすことになる。

産業利用目的により有体物を企業等に提供するに際しては、知財本部が提供先企業等と研究材料提供契約（以下「MTA；Material Transfer Agreement」という。）を締結し、原則として有償で提供を行なうこととする。なお、MTAには、必要に応じて、提供を受けた企業等が提供された有体物を利用して新たに知的財産権を創出した場合の取扱い等を付すものとする。

#### 5. 学術交流活動における有体物の提供

学術交流活動により他の研究機関等に有体物を提供する場合であっても、本学に帰属した職務関連発明であって、未だ公開されていない秘密情報が有体物に含まれる場合については、知財本部の適切な関与のもとに MTA を締結することを原則とする。

上記に該当しない有体物の提供については、提供者となる教職員等は、受け入れ研究機関から「有体物受け入れの確約書」を入手し、当該確約書を適切に保管しなければならないものとする。

なお、提供先が当該有体物を適切に管理できない場合、あるいは提供先が産業利用目的で企業等へ無断で提供してしまう可能性がある場合等適当でない判断される場合には、提供を行わないものとする。

#### 6. 有体物の受入れ

産業利用目的による技術移転活動の一環として、あるいは学術交流活動の一環として有体物の提供を受ける場合で、企業や他の研究機関等から MTA の締結を求められる場合については、知財本部の適切な関与を必要とするものとする。また、「有体物提供の同意書」を求められた場合には、当該研究者の所属長の承認を得るものとする。

なお、受入れた有体物は、受入れ先が契約書にて合意した場合を除き、その他の企業等あるいは他の研究機関に再提供できないものとする。

#### 7. 有体物の処分（廃棄）

教職員等は、発明等届出書に記載義務がある有体物を除き、有体物の物理的劣化、および機能的劣化の状況を良く勘案し、自らの判断により処分できるものとする。

なお、有体物に環境等に有害な物質を含んでいる場合等については、専門的な知識を有する職員等の支援等を受ける等、最適な方法より処分するものとする。

### 4. 秘密情報の取扱い

#### 秘密情報の定義

秘密情報とは、本学が秘密として管理する必要があると認めた情報であって、公然と知られていないものをいい、その具体例としては以下のものをいう。

- 本学に権利が帰属する知的財産に関する技術情報であって、公開されていないもの

- 第三者との契約に基づく研究により得られた知的財産権およびその他の研究成果物，例えば測定値・解析値，新たな実験解析方法等であって，公開されていないもの
- 第三者との契約に基づく研究の過程において，当該第三者から秘密保持義務の制約を付して開示された当該第三者所有の営業上，技術上の情報
- 第三者との共同研究契約，受託研究契約，秘密保持契約，実施許諾契約等の契約書および関連書類

### **秘密情報の管理の原則**

本学における秘密情報の管理は，不正競争防止法の定めるところの「営業秘密」としての保護を享受しようとする方法にて行なうことを原則とする。

具体的には，以下の管理方法を採用するものとする。

#### **1. 物的・技術的管理**

秘密情報を記載した文書及び，電子記録媒体等(以下「秘密文書等」という。)には，「極秘」「秘」等の赤印，あるいはシールを貼付するものとする。また，当該秘密文書等は，施錠できるキャビネット等に保管し，コンピューター内部の電子記録媒体等に秘密情報が含まれる場合には，厳重な ID，パスワード管理を行なうものとする。

#### **2. 人的・法的管理**

教職員については，別途定める「秘密管理規則」により秘密保持を義務づけるほか，重要な秘密情報にアクセスする教職員に対しては，別途秘密保持誓約書を提出させるものとする。学生の秘密情報へのアクセスは研究遂行上必要な場合に限るものとし，アクセスする場合は，秘密保持誓約書を提出させるものとする。

#### **3. 組織的管理**

本学は，秘密管理規則を制定し，「営業秘密」として管理すべき秘密情報を明確化し，管理手法を取り決めるものとする。また，秘密情報の管理責任者を定め，秘密管理の教育・啓発を行わせるものとする。

### **有体物の秘密情報管理**

一般的に有体物は，物質的な価値のほか，知的財産としての価値を多く含む。有体物の保管の管理が不十分であると，ノウハウとして保持すべき秘密が大学外部，あるいは国外に流出することに繋がる。

従って，秘密情報を含む有体物については，上記(2)の原則に従って管理するものとする。

特に，本学が大学外部の第三者に対し秘密保持義務を負っている秘密情報を含む有体物については指定された者以外には開示してはならない。特に重要な秘密情報を含む有体物は，その管理に万全を期すものとする。

## 産業利用目的の共同研究・受託研究等に関する取扱い方針

### 1. 共同研究等の推進

本学は、産業利用目的の共同研究、受託研究等（以下「産業利用目的の共同研究等」という。）により外部資金を取得し、更なる研究の高度化を図るものとする。

知財本部は、社会連携の窓口として、より多くの教職員等が産業利用目的の共同研究等を行えるよう、本学の教職員等の研究シーズを企業等へ流布し、かつ学内の教職員等を啓発するものとする。

産業利用目的の共同研究等については、全て知財本部が契約を締結する。教職員等は個人で共同研究等の契約を締結してはならない。

### 2. 共同研究等の成果の取扱い

#### 1. 成果の帰属および共有持分等の決定

産業利用目的の共同研究等において、本学の教職員による研究の結果創出された知的財産権の帰属及び持分は、当該知的財産権創出への寄与度に応じて決定することを原則とするが、以下の項目を考慮の上、状況に応じてフレキシブルに対応するものとする。

- 対価等の条件  
（研究費の金額、不実施補償等の実施料、知的財産権譲渡の対価等）
- 企業等との当該知的財産権の共有または譲渡による本学における今後の研究活動への影響

#### 2. 不実施補償

共同発明者がその権利を実施する場合には、不実施補償を求めるものとする。ただし、特殊な事情や合理的な事情がある場合には、柔軟に対処することとする。

## 産業利用目的の技術移転方針

### 1. 戦略的移転活動

知財本部のライセンス担当者は、知財本部が定める技術移転方針に沿って、移転計画を策定し、移転活動を行なう。

移転活動は、企業への個別訪問、特許展示会の出展、シーズ集への記載、その他考えられるさまざまな手段を用いるものとする。

本部長は、発明件数とライセンス担当者の人員規模の制約を勘案し、重点的にマーケティング活動を行なう発明案件を選択できるものとする。

## 2. ライセンス担当者の役割

知財本部長は、教職員等の研究分野別、あるいは発明等の案件別にライセンス担当者を決定することを原則とする。割り当てられたライセンス担当者は、発明等の発掘から出願、ライセンス候補先の選定、契約交渉、移転契約等の締結までの一連の移転活動を行なう。移転活動には、目に見えにくい技術を移転先に理解させる必要がある等、様々な困難が想定される。発明者等は、積極的にライセンス担当者に情報を提供し、協同して移転活動を成功に導くように努力しなければならない。

## 3. 教職員等の行動制限

知財本部長に同意を得ることなく、発明者自らにより、譲渡、移転、許諾及びライセンス金額の交渉行為等を行なうことは慎まなければならない。

## 4. 移転契約方針

### 教職員等の研究基盤の確保

移転契約を締結する際には、将来の教職員等の研究基盤を制約しないように最大限の注意を払う。教職員等の基盤研究に直接関連する技術を移転する際には、原則として通常実施権、あるいは実施範囲を限定させた専用実施権の付与を行なう。

### フレキシビリティの確保

競争が激化し、大学を基礎研究のパートナーとする企業が益々増え、大学が保有する知的財産権の譲受を望むケースも増えるものと予想される。本学は、社会連携をより加速させるため、企業等からの要望に柔軟に対応するように努めるものとする。

### 利益相反への対処

特定の企業等への技術移転が、利益相反の問題を顕在化させることがないように留意するものとする。

以 上